FP	２級	生保

2018年 ５月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級 生保顧客
資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 90分			

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、2018年８月に満60歳となり定年を迎える。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、以後、現在に至るまで同社に勤務している。X社には、本人が希望すれば下記の雇用条件で65歳になるまで勤務することができる継続雇用制度がある。

Aさんは、60歳以後、X社の継続雇用で働くか、定年で退職して趣味を楽しみながら暮らすか迷っており、継続雇用制度を利用した場合と利用しなかった場合で、公的年金等の社会保険制度にどのような違いがあるか、理解しておきたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさん夫婦に関する資料は、以下のとおりである。

＜雇用条件＞

- １年契約の嘱託雇用で１日7時間（週35時間）勤務
- 賃金月額は60歳到達時の60％（月額27万円）で賞与はなし

＜Aさん夫婦に関する資料＞

(1) （１）Aさん（1958年８月22日生まれ・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（60歳定年時までの見込みを含む）
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

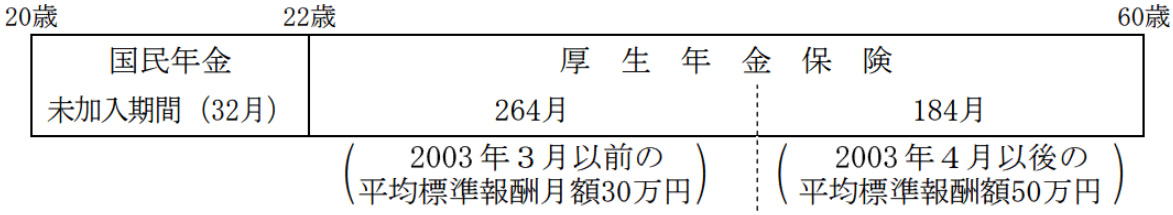

(2) 妻Bさん（1963年６月17日生まれ・週25時間のパート勤務、年収100万円）

- 公的年金加入歴：18歳からAさんと結婚するまでの10年間（120月）は、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。
- 妻Bさんの勤務先は、特定適用事業所、任意特定適用事業所に該当しない。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが65歳になるまでに受給することができる公的年金制度からの老齢給付やX社に継続雇用された場合の雇用保険の給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「1958年（昭和33年）８月生まれのAさんは、原則として、（　①　）歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。Aさんが60歳以後も厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務した場合は、（　①　）歳到達時における厚生年金保険の被保険者記録を基に年金額が計算されます。

　なお、（　①　）歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務し、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が（　②　）万円（支給停止調整開始額）を超える場合は、特別支給の老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となります」

II.「60歳以後の各月（支給対象月）に支払われる賃金額が、60歳到達時の賃金月額の（　③　）％相当額を下回る場合、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。高年齢雇用継続基本給付金の額は、支給対象月ごとに、賃金額の低下率に応じて一定の方法により算定されますが、賃金額が60歳到達時の賃金月額の61％相当額を下回る場合、当該金額は賃金額の（　④　）％に相当する額になります。なお、厚生年金保険の被保険者が特別支給の老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金を同時に受給する場合、特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給調整に加えて、毎月、標準報酬月額の６％を上限に支給停止されます」

〈語句群〉

イ．10　ロ．15　ハ．25　ニ．28　ホ．48　ヘ．62　ト．63　チ．64
リ．70　ヌ．75　ル．80

《問２》 次に、Mさんは、Aさんに対して、X社の継続雇用制度を利用しなかった場合の社会保険の取扱い等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんが定年退職によって、厚生年金保険の被保険者でなくなった場合、妻Bさんは、60歳になるまでの間、国民年金の第１号被保険者として国民年金の保険料を納付しなければなりません」

②「Aさんは、一定の期間内に所定の手続を行うことにより、退職日の翌日から最長で２年間、全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入することができ、妻Bさんを健康保険の被扶養者とすることができます。その場合、任意継続被保険者の保険料は、事業主と被保険者の折半となります」

③「仮に、妻Bさんが週の勤務時間を増やすなどして、厚生年金保険の被保険者となった場合は、厚生年金保険の保険料の負担が生じますが、妻Bさん自身の将来の年金額を増やすことができます」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問３》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、65歳以後に受給することができる公的年金制度からの給付額について説明した。《設例》の＜Aさん夫婦に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づき、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、年金額は2017年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

① 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額

② 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額

＜資料＞

○老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$779,300\text{円}\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料半額免除月数}\times\frac{○}{□}+\text{保険料全額免除月数}\times\frac{△}{□}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ｉ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,625円×被保険者期間の月数

$$-779,300\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝389,800円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（51歳）は、専業主婦の妻Bさん（50歳）および長女Cさん（17歳）との３人暮らしである。Aさんは、年齢が50代になり、生命保険の見直しをしたいと思っていたところ、X生命保険の営業担当者から下記の生命保険を提案された。Aさんは、提案された生命保険が医療保障（がん保障）および介護保障の充実しているものであれば、現在加入しているY生命保険の生命保険を解約したうえで、見直してもよいと思っている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けたX生命保険の商品内容＞

・保険の種類　：５年ごと配当付終身保険（70歳払込満了）
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん
・月払保険料（集団扱い）　：26,571円

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	500万円	10年
収入保障特約（注１）	年額48万円×65歳まで	10年
身体障害保障特約（注２）	一時金　500万円	10年
介護保障特約（注３）	一時金　500万円	10年
重度疾病保障特約（注４）	一時金　200万円	10年
総合医療特約（180日型）	１日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
リビング・ニーズ特約	－	－

(注1) 最低支払保証期間は５年（最低５回保証）
(注2) 身体障害者福祉法の身体障害者障害程度等級１級または２級の「身体障害者手帳」を交付された場合に身体障害保険金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。
(注3) 公的介護保険の要介護３以上に認定された場合、または所定の要介護状態になった場合に介護保険金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。
(注4) 所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎不全、重度の慢性すい炎のいずれかを保障する（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問４》 はじめに、Mさんは、Aさんに対して、《設例》の＜Aさんが提案を受けたX生命保険の商品内容＞と下記の＜Aさんが現在加入しているY生命保険の生命保険＞の相違点について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、更新型の特約は、2016年12月１日に記載の金額で更新している。

＜Aさんが現在加入しているY生命保険の生命保険＞

・保険の種類　：定期保険特約付終身保険（70歳払込満了）
・契約年月日　：2006年12月１日
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん
・月払保険料（集団扱い）　：24,437円

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	3,100万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
入院特約	１日目から日額5,000円	10年
成人病入院特約	１日目から日額10,000円	10年
リビング・ニーズ特約	―	―

① 「Aさんが提案を受けた生命保険は医療保障・介護保障が充実していると思いますので、X生命保険の保険に加入することは検討に値すると思います。しかし、保障の見直しは、既契約を転換して新しい保障内容に変更する方法もありますので、Y生命保険の保障見直しの提案を受けたうえで、判断したほうがよいと思います」

② 「収入保障特約の初年度の年金受取総額と定期保険特約の一時金の額が同額の場合、収入保障特約の保険料は定期保険特約の保険料に比べて割安となりますが、収入保障特約は受取時に年金に代えて一時金で受け取ることができませんので、年金受取人である妻Bさんの意向を聞いて見直しを検討するほうがよいと思います」

③ 「Aさんが加入している生命保険と同様、Aさんが提案を受けた生命保険にもリビング・ニーズ特約が付加されており、いずれの契約も余命６カ月以内と判断された場合に最大で3,000万円を請求することができます」

《問５》 次に、Mさんは、Aさんに対して、医療保障・介護保障の見直しについて説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんが病気やケガ等で重度の障害状態となって働けなくなった場合の保障を検討する際には、保険金額に加え、保険金等の支払事由が保険会社独自のものか、公的介護保険等の社会保障制度と連動しているものか等、どのような場合に保険金・給付金が支払われるか、加入前に確認しておきましょう」

② 「最近では、がんの治療（抗がん剤治療等）は、入院を必要とする治療に加え、退院後の通院による治療で行われる場合が多くなっています。そのため、がん保障を検討する場合は、入院日額やがん診断給付金の内容に加え、退院後の通院保障の有無や内容を確認することが大切です」

③ 「がん等の重度疾病については、再発のリスクも高く、治療期間も長期にわたるケースがあります。そのため、重度疾病の保障を準備する際には、再発時の保障の有無や保険金等が支払われる疾病の種類を確認する必要があります」

《問６》 最後に、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが提案を受けた生命保険の課税関係について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I. 「支払保険料のうち、終身保険、定期保険特約および収入保障特約に係る保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。他方、身体障害保障特約、介護保障特約および重度疾病保障特約等に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となります。それぞれの適用限度額は、所得税で（　①　）円、住民税で（　②　）円です」

II. 「Aさんが死亡した場合、収入保障特約から受け取る年金額について、当該年金受給権が『定期金に関する権利の評価』に基づき評価されて相続税の課税対象となります。なお、当該年金受給権は、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることが（　③　）。その後、妻Bさんが受け取る年金は、課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分は（　④　）として総合課税の対象となります」

〈語句群〉

イ．28,000　ロ．35,000　ハ．40,000　ニ．50,000　ホ．できます

ヘ．できません　ト．雑所得　チ．一時所得　リ．配当所得

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（55歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。X社では、Aさんを被保険者とする生命保険に複数加入しており、過去において、当時の営業担当者から勧められるがままに加入した契約もある。Aさんは、生命保険の加入目的を明確にしたうえで、生命保険の見直しをしたいと思っており、現時点において下記＜資料＞の生命保険契約を解約しようと考えている。

そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料＞解約を検討中の生命保険の契約内容

保険の種類	：５年ごと利差配当付定期保険（特約付加なし）
契約年月日	：2003年７月1日
契約者(=保険料負担者)	：X社
被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：X社
保険期間・保険料払込期間	：95歳満了
死亡保険金額	：１億円
年払保険料	：210万円
現時点の解約返戻金額	：2,700万円（単純返戻率85.7％）
65歳時の解約返戻金額	：4,800万円（単純返戻率91.4％）

※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。
※単純返戻率＝解約返戻金額÷払込保険料累計額×100

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）30年３カ月でX社を退任し、X社が役員退職金として8,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」「△△△」で示してある。

〈退職所得控除額〉
800万円＋（　①　）万円×(□□□年－20年)＝（　②　）万円
〈退職所得の金額〉
(8,000万円－（　②　）万円)×△△△＝（　③　）万円

《問８》《設例》の生命保険を現時点で解約した場合のX社の経理処理（仕訳）について、下記の＜条件＞を基に、空欄①～③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

＜条件＞

- X社が解約時までに支払った保険料の総額は3,150万円である。
- 上記以外の条件は考慮しないものとする。

＜解約返戻金受取時のＸ社の経理処理（仕訳）＞

借　方		貸　方	
現金・預金	（　①　）万円	前払保険料	（　②　）万円
		雑　収　入	（　③　）万円

《問９》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「解約を検討中の生命保険について、解約をせず、払済終身保険に変更することも検討事項の１つとなります。現時点で払済終身保険に変更した場合であっても、65歳時の解約返戻金額は契約時に確定している4,800万円が確保されます」

② 「解約を検討中の生命保険について、払済終身保険に変更した場合、払済終身保険に変更した時点における解約返戻金相当額とその保険契約の加入時からの払込保険料累計額との差額をその変更した日の属する事業年度の益金の額または損金の額に算入します」

③ 「経営者が要介護状態あるいは重度の疾患等で長期間不在となった場合、X社の業況が悪化する可能性が想定されます。既契約の加入状況を点検・整理したうえで、Aさんが重い病気等になった場合にX社が一時金（現金）を受け取ることができる生前給付タイプの生命保険に新規加入することも検討事項の１つとなります」

④ 「Aさんが死亡した場合の事業保障資金の確保のみを目的とするのであれば、保険期間が短い定期保険に見直す方法があります。保険期間が短い定期保険は割安な保険料で高額保障を準備できることが特徴ですが、長期平準定期保険のようなキャッシュバリューは期待できません」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

Aさんは、妻Bさんおよび母Cさんの３人家族である。Aさんは、現在、個人でデザイン事務所を営んでいるが、過去に会社員をしていた期間があり、2023年８月から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給している。

Aさんとその家族に関する資料および2023年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（62歳）　：個人事業主

・妻Bさん（60歳）：パートタイマーとして近所のスーパーマーケットで働いている。2023年中に給与収入100万円を得ている。

・母Cさん（83歳）：無職。2023年中に老齢基礎年金60万円および遺族厚生年金50万円を受け取っている。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 事業所得の金額：300万円（青色申告特別控除後）

(2) 報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の年金額：25万円

(3) 確定拠出年金の老齢給付金の年金額：30万円

(4) 生命保険契約に基づく年金収入：100万円（必要経費は60万円）

(5) 一時払終身保険の解約返戻金

契約年月	：2003年５月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：1,100万円
一時払保険料	：1,000万円

(6) 一時払養老保険（10年満期）の満期保険金

契約年月	：2013年５月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
満期保険金額	：550万円
一時払保険料	：500万円

※ 妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することにより、事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（　①　）万円を控除することができます。なお、青色申告者が備え付けるべき決算関係書類などの帳簿書類は、原則として（　②　）年間保存しなければなりません」

II.「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（　③　）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について低価法を選択できることなどが挙げられます」

〈語句群〉

イ．2　ロ．3　ハ．7　ニ．9　ホ．10　ヘ．11　ト．38　チ．55　リ．65

《問11》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「Aさんの場合、公的年金等の収入金額の合計額が60万円以下であるため、公的年金等に係る雑所得の金額は算出されません」

② 「一時払養老保険の満期保険金に係る保険差益は、源泉分離課税の対象となりますので、確定申告をする必要はありません」

③ 「母Cさんの合計所得金額は48万円以下となりますので、Aさんは母Cさんに係る扶養控除の適用を受けることができます。母Cさんに係る扶養控除の額は48万円となります」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問12》 Aさんの2023年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、予定納税や源泉徴収税等は考慮しないものとし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	事業所得の金額	3,000,000円
	総所得金額に算入される一時所得の金額	（ ① ）円
	雑所得の金額	（ ② ）円
（a） 総所得金額		□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	50,000円
	地震保険料控除	20,000円
	配偶者控除	（ ③ ）円
	扶養控除	□□□円
	基礎控除	480,000円
（b） 所得控除の額の合計額		2,100,000円
（c） 課税総所得金額（（a）－（b））		□□□円
（d） 算出税額（（c）に対する所得税額）		（ ④ ）円

＜資料＞所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	195	5%	－
195	～	330	10%	9万7,500円
330	～	695	20%	42万7,500円
695	～	900	23%	63万6,000円
900	～	1,800	33%	153万6,000円
1,800	～	4,000	40%	279万6,000円
4,000	～		45%	479万6,000円

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（65歳）は、妻と長女の３人で首都圏にあるK市に住んでいる。2024年４月4日、故郷であるX市内の実家で１人暮らしをしていた母Cさんが死亡し、同日中に相続人全員がその相続開始の事実を知った。

母Cさんの相続に係る相続人は、Aさんおよび妹Bさん（61歳）の２人である。母Cさんは、遺言書を作成しておらず、Aさんは妹Bさんと相談して、遺産分割を行う予定であるが、遺産分割の方法や相続税の申告等、わからないことが多い。

なお、Aさんおよび妹Bさんは、それぞれが所有する自宅に居住しており、X市内の実家に戻る予定がないため、実家（敷地および建物）については、相続手続の終了後、売却したいと思っている。また、賃貸アパート（敷地および建物）については、Aさんが相続により取得し、貸付事業を承継する予定である。

＜母Cさんの相続財産（相続税評価額）＞

① 預貯金：1,700万円

② 自宅（実家）
　敷地（360㎡）：5,500万円
　建物（昭和54年築）：300万円

③ 賃貸アパート（全室、賃貸中）
　敷地（300㎡）：3,000万円（貸家建付地としての相続税評価額）
　建物：2,500万円

④ 死亡保険金：1,200万円
　（契約者(=保険料負担者)・被保険者：母Cさん、死亡保険金受取人：Aさん）

※ 賃貸アパートの敷地は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額である。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問13》 母Cさんの相続に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

I. 「母Cさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、（　①　）万円です。課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を上回りますので、相続税の申告が必要となります。相続税の申告書の提出期限は、相続の開始のあったことを知った日の翌日から（　②　）カ月以内となります」

II. 「仮に、課税価格の合計額を１億3,000万円として計算した場合の相続税の総額は、（　③　）万円となります。相続により取得する預貯金および死亡保険金の額が相続税の総額を超えていますので、Aさんおよび妹Bさんがご自身の預貯金等から納税資金を捻出する必要はないと思われます」

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円

《問14》 母Cさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。

I. 「賃貸アパートを経営していた母Cさんが2024年分の所得税および復興特別所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始のあったことを知った日の翌日から（　①　）カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

II. 「Aさんが母Cさんの貸付事業を相続税の申告期限までに承継する等の所定の要件を満たせば、賃貸アパートの敷地は、貸付事業用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができます。Aさんが当該敷地について本特例の適用を受けた場合に減額される金額は、（　②　）万円となります」

III. 「Aさんが受け取る死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。Aさんが受け取った死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額は、（　③　）万円となります」

《問15》「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」（以下、「本特例」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「実家の敷地および建物をAさんと妹Bさんが共有名義で取得し、本特例の適用を受けた場合、各人がそれぞれ最高3,000万円（２人で最高6,000万円）の特別控除の適用を受けることができます」

② 「Aさんが老朽化した実家の建物を解体して更地で譲渡した場合には、本特例の適用を受けることができません。本特例の適用を受けるためには、そのほかの要件もありますので、税理士等の専門職業家に相談することをお勧めします」

③ 「本特例の適用を受けるためには、確定申告書に被相続人居住用家屋等確認書を添付する必要があります。当該確認書は実家が所在するX市に申請し、交付を受けてください」

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① ト　② ホ　③ ヌ　④ ロ
問2	① ○　② ×　③ ○
問3	① 727,347(円)　② 1,459,005(円)
第2問	
問4	① ○　② ×　③ ×
問5	① ○　② ○　③ ○
問6	① ハ　② イ　③ ホ　④ ト
第3問	
問7	① 70(万円)　② 1,570(万円)　③ 3,215(万円)
問8	① 2,700(万円)　② 1,575(万円)　③ 1,125(万円)
問9	① ×　② ×　③ ○　④ ○
第4問	
問10	① リ　② ハ　③ ロ
問11	① ○　② ×　③ ×
問12	① 500,000(円)　② 400,000(円)　③ 380,000(円)　④ 90,000(円)
第5問	
問13	① 4,200(万円)　② 10(カ月)　③ 1,360(万円)
問14	① 4(カ月)　② 1,000(万円)　③ 200(万円)
問15	① ○　② ×　③ ○